



# 宮 崎 県 公 報

令和6年4月11日(木曜日) 第499号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定(障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( " ) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の辞退( " ) 1	
○重要生息地の指定(自然環境課) 1	
○林業用種苗生産事業者の登録(森林経営課) 2	
○道路の区域の変更(2件)(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始( " ) 2	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 2	

○歳入の徴収の事務の委託(都市計画課) 3	
公 告	
○宮崎県医療計画の変更(医療政策課) 3	
○大規模小売店舗の廃止に関する届出(商工政策課) 3	
○地図及び簿冊の認証(2件)(農村計画課) 3	
○土地改良区の役員の退任の届出(農村整備課) 3	
○土地改良区の定款変更の認可(3件)( " ) 3	
○土地改良区の吸収合併( " ) 4	
○基本測量の終了の通知(管理課) 4	
○公共測量の実施の通知(2件)( " ) 4	
○公共測量の終了の通知(10件)( " ) 4	
労働委員会告示	
○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 閔歴等の公示( " ) 5	

## 告 示

### 宮崎県告示第 212号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
井上歯科医院	都城市前田町8街区23号	令和5年12月31日
都城ドライブスル ー調剤薬局	都城市祝吉町5006番1	令和5年12月31日

### 宮崎県告示第 213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
みんなの薬局スマイリン	都城市	薬局	令和6年

グ・パーク			3月1日
-------	--	--	------

### 宮崎県告示第 214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
ひらの薬局	日南市	薬局	令和6年 3月1日
みんなの薬局スマイリン グ・パーク	都城市	薬局	令和6年 3月1日

### 宮崎県告示第 215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞 退 年 月 日
堀調剤薬局	小林市	薬局	令和6年 3月31日

### 宮崎県告示第 216号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例(平成17年宮崎県条例第84

号) 第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 名称  
妙見・櫛津干潟重要生息地
- 2 指定の区域  
延岡市妙見町、櫛津町及び土々呂町
- 3 指定の区域の保護に関する指針
  - (1) 野生動植物の個体群の生息・生育のために確保すべき環境  
当該区域は、希少な底質環境を備えた干潟や湿地が残されており、希少な野生生物が豊富に生息している。特に、甲殻類や貝類については、県内有数の生息地となっている。
  - (2) 生息・生育環境の維持のための管理の方針  
地域住民による保全活動、定期的な清掃活動の継続に加え、外来種の防除や人的環境変化の抑制が望まれる。当該区域の生物多様性について普及啓発を積極的に進める。

宮崎県告示第 217号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1422	株式会社ウチムラ 林産 宮崎県小林市細野 2736番地8	採取、精選	幼苗の育成	株式会社ウチムラ 林産 宮崎県小林市細野 2736番地8

宮崎県告示第 218号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年4月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
31	県道	都城霧島公園線	都城市南横市町1347番1地先から同市横市町81番4地先まで	旧	12.5～60.7	343.9
					8.6～60.0	366.4
				新	12.5～60.7	343.9
					8.6～	366.4

					60.0	
--	--	--	--	--	------	--

宮崎県告示第 219号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年4月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市富美山町1番2から同市川原町4丁目5324番1地先まで	旧	14.2～43.0	1,484.1
				新		

宮崎県告示第 220号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年4月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
31	県道	都城霧島公園線	都城市南横市町1347番1地先から同市横市町81番4地先まで	令和6年4月11日

宮崎県告示第 221号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 孝の子-2地区
  - (1) 区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域
  - (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	小林市南西方字吉村 800番3
2	” ” ” 800番3
3	” ” ” 801番
4	” ” ” 801番地先水路敷
5	” ” ” 802番11
6	” ” ” 802番12
7	” ” ” 778番2
8	” ” ” 778番2
9	” ” ” 778番2
10	” ” ” 778番2
11	” ” ” 778番2
12	” ” ” 802番2地先水路敷
13	” ” ” 795番2

## 宮崎県告示第 222号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
青島亜熱帯植物園使用料	一般財団法人みやざき公園協会	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 公 告

医療法(昭和23年法律第 205号)第30条の6の規定により、宮崎県医療計画を次のとおり変更した。

なお、「次のとおり」は、省略し、その計画書を宮崎県福祉保健部医療政策課及び県の保健所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスタ宮崎1号館  
宮崎市錦町1-8
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員 古宮洋二  
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,074㎡
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
408.17㎡
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下

となる日

令和6年3月31日

6 変更する理由

小売業の店舗面積の減少のため

7 届出年月日

令和6年3月26日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

国富町

2 地籍調査を行った期間

令和3年6月1日から令和5年3月30日まで

3 地籍調査を行った地域

国富町大字深年・大字須志田の各一部

4 認証年月日

令和6年3月29日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

高千穂町

2 地籍調査を行った期間

令和4年6月1日から令和6年1月9日まで

3 地籍調査を行った地域

高千穂町大字向山の一部

4 認証年月日

令和6年3月29日

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、都南土地改良区(都農町)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	猪 股 三 郎	児湯郡都農町大字川北1750番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により、三納川筋土地改良区(西都市)から令和6年3月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により、宮崎市生目土地改良区(宮崎市)から令和6年3月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）から令和6年3月21日付で申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

えびの市土地改良区（えびの市）及び上方土地改良区（えびの市）の合併により、えびの市土地改良区は定款を変更して存続し、上方土地改良区は解散する。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業地域  
宮崎県宮崎市、都城市、日南市、串間市、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡川南町
- 3 作業終了日  
令和6年2月28日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県都城市山之口町富吉、北諸県郡三股町大字長田
- 3 作業期間  
令和6年3月26日から令和6年6月28日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県東臼杵農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
宮崎県延岡市北方町
- 3 作業期間  
令和6年3月7日から令和6年3月25日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎市長から次のとおり公共測量が終了

した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
宮崎市田野町築地原
- 3 作業終了日  
令和6年3月8日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
宮崎県宮崎市高岡町
- 3 作業終了日  
令和6年3月19日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、都城市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
宮崎県都城市、鹿児島県曾於市
- 3 作業終了日  
令和6年3月15日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、都城市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（MMSによる画像データ計測及びレーザ点群データ計測）
- 2 作業地域  
宮崎県都城市の一部
- 3 作業終了日  
令和6年3月21日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（境界測量）

- 2 作業地域  
宮崎県都城市太郎坊町、高木町
- 3 作業終了日  
令和6年3月28日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（境界測量）
- 2 作業地域  
宮崎県都城市高崎町江平
- 3 作業終了日  
令和6年3月28日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市東方
- 3 作業終了日  
令和6年3月21日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西都市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域  
宮崎県西都市
- 3 作業終了日  
令和6年3月18日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県西都市穂北他、高鍋町上江他、新富町新田他、木城町川原他
- 3 作業終了日  
令和6年3月25日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県北部港湾事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（車載写真レーザ）
- 2 作業地域  
宮崎県門川町大字尾末、門川町庵川西6丁目
- 3 作業終了日  
令和6年3月25日

## 労働委員会告示

### 宮崎県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公表する。

令和6年4月11日

宮崎県労働委員会会長 山崎真一郎

あっせん員候補者名簿

（令和6年4月3日現在）

氏名	現職（又は前職）
山崎 真一郎	労働委員会公益委員 弁護士
江藤 修一	労働委員会公益委員 （宮崎県労働委員会事務局長）
金丸 憲史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士
山口 弥生	労働委員会公益委員 弁護士
八重尾 龍	労働委員会公益委員 弁護士
中川 育江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
吉岡 英明	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
武井 大幸	労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長
高橋 章治	労働委員会労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長
坂元 義孝	労働委員会労働者委員 宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長
工藤 久昭	労働委員会使用者委員 （宮崎経済同友会 顧問）
見戸 康人	労働委員会使用者委員 宮崎中央農業協同組合 監事
河野 洋一	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事

関 本 泰 三	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
税 田 倫 子	労働委員会使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
日 高 正 勝	労働委員会事務局長
山 本 宣 博	労働委員会事務局調整審査課長
西久保 泰 子	労働委員会事務局調整審査課課長補佐